

ウガンダにおける模倣品の現状 および対策

Spoor & Fisher Consulting (Pty) Ltd

Wayne Meiring
(弁護士)



Spoor & Fisher Consulting (Pty) Ltd は 1920 年に南アフリカで設立された知財専門法律事務所である。現在、約 60 名の弁護士および 250 名以上のスタッフを抱える。業務範囲は広域であり、南アフリカを含めたアフリカ諸国、中東諸国およびカリブ海諸国に及んでいる。Meiring 氏は商標専門の弁護士として、約 25 年のキャリアを有する。

近年、ケニアを拠点とする東アフリカにおける模倣品は拡大の一途をたどっている。近隣国であるウガンダへも多くの模倣品が国境を越えて流入していることから、模倣品対策はウガンダにおいても重要な課題である。以下に示すとおり、ウガンダでは模倣品の取締りについて様々な法律が規定されているが、その実効性を確保するためには多くの課題が残されている。

1. ウガンダの模倣品対策に関する法律

1-1. 商標法

2010 年商標法は、模倣品防止に関する多くの条項を規定している。商標法は模倣品犯罪についても規定しており、犯罪行為として以下の行為を挙げている。

1-2. 犯罪行為

(1)第 71 条は、「他人を欺こうとする、または他人により第三者を欺かせようとする意図をもって、商標を偽造または模倣する者は犯罪に該当する行為を行ったとして有罪判決により罰金もしくは 2 年以下の拘禁またはその双方を科せられる」旨を規定する。

(2)商標法は、「商標が登録されていることを知りながら、または商標の登録の有無を意に介さずに商標を改変する、または違法に商標の表示を商品から除去する」

者も、犯罪に該当する行為を行ったとして5年の拘禁を科している。改変は、変更、汚損、追加および部分的除去を含むと定義されている。

(3)虚偽の商標を付す行為は犯罪行為に該当し、5年以下の拘禁が科せられる。

(4)商標を侵害するために使用されるインク、印刷版その他の物品を製造または所持する行為、または登録商標を表示または表示するためにコンピュータプログラムを作成する行為は犯罪行為に該当し、5年の拘禁が科せられる。

(5)虚偽の商標を付した商品を販売する行為は犯罪行為に該当し、2年の拘禁が科せられる。

商標法は、法人が上記に掲げる違反行為をしたときは、すべての取締役が責任を負う旨を定めている。

1-3. 裁判所

商標法の規定に従い、自己の権利が「侵害される差し迫った危険に直面している」権利者は、相手方に通知することなく、裁判所に対して被疑模倣品の捜査と排除を要求することができる。

裁判所には、模倣品の取り締まりに関する広い権限が付与されており、原告による侵害の証拠の入手、被告による管轄区域からの資産の持ち出しの禁止、模倣品または模造品および侵害に関与した全ての物品の没収に関する命令を通知することができる。

1-4. 捜査官

商標法は、捜査官に模倣品の押収や差し押さえに関する権限を付与している。捜査官には、模倣品を特定するために何時でもあらゆる施設、船舶、飛行機または車両に立ち入る権限が与えられている。さらに、捜査官は、下記に挙げる捜査を行う権限を有する。

(1)侵害に使用した、または使用する予定であった容器またはパッケージ。

(2)侵害商標の作成または複製または製作に使用した、または使用する予定であった工場または設備。

1-5. 管轄当局

商標法第 86 条に基づき、輸入商品が自己の権利を侵害する合理的根拠を有する商標権者またはその登録使用者は、裁判所または「他のあらゆる管轄当局」に対し、税関による当該商品の押収を求めることができる。

「管轄当局」について定義されていないが、捜査官が模倣品を押収および差し押さえる権利を有することから、捜査官が税関で模倣品を押収する権限を有すると考えられる。裁判所または管轄当局は、差止申請を受理したか否か、および税関が当該商品を差し止める期間を所定期間内に申請人（商標権者）に知らせなければならない。

1-6. 刑法典および規格基準法

模倣品が業界の規格基準を満たしていない場合は、刑法典・規格基準法または刑事訴訟に基づき、模倣品に対する訴訟を提起することもできる。

1-6-1. 刑法典

刑法典は、模倣品について以下のとおり規定している。

(a)第 378 条は、何人も商標を偽造もしくは模倣すること、または商標権者の製品ではない商品に対して当該商標もしくは偽造、模倣商標を使用してはならない旨を規定している。

(b)商標を偽造および模倣する行為は、重罪ではなく軽罪に該当する。

(c)第 379 条は、偽造もしくは模倣商標を付した全ての商品または製品、および模倣商標を付した全ての容器を没収すべきである旨を規定している。

(d)第 380 条は、第 378 条の規定に違反する商品を没収すべきである旨を規定している。

1-6-2. 模倣品防止法案

ウガンダでは、詳細について 2009 年模倣品防止法案を制定したが、この法律は未だ施行されていない。この法案において、模倣品の定義は商標権侵害および著作権侵害のみに限定されており、特許権侵害には適用されていない。この法案の主な概要は以下のとおりである。

(a)法案は模倣品の取引を禁止する。

(b)法案は模倣品の取引に関する犯罪行為を規定する。

(c)法案は被疑模倣品を押収および差し押さえる権限を長官(Commissioner General)に付与する。

(d)法案は、被疑模倣品を押収および差し押さえるためにウガンダ統計局が捜査官を任命することを認める。

(e)法案は、専門家ではない警察官が模倣医薬品を識別できないという問題に対処するために、医薬品が関与する事件を取り扱う権限を医薬品局に与える。

この法案については、どの政府機関が執行を指揮するかについて合意に至っていなかったが、警察が執行に責任を負うという決定がなされ、2015 年 7 月末までに再び審議に付されることが 2015 年 3 月 6 日に発表された。しかし、現在も未だ審議中である。

1-7. 訴訟

ウガンダでは、知的財産権侵害訴訟は高等裁判所に提起され、その後は控訴裁判所へ控訴、さらには最高裁判所に上告することができる。しかし、ウガンダでは知的財産権訴訟は非常に稀であり、最近では、Procter & Gamble 社の模倣品を追跡していた弁護士が、ウガンダ警察のが上手く機能することができず、最終的には模倣品が南スーダンに流入し、販売されてしまった事例がある。ウガンダの警察は人手不足もあるが、殺人等の重大事件の対応に忙しく、知的財産違反等への対応が正しくおこなわれない場合がある。また、警察と模倣品業者の間で癒着が存在することもある。

一方、知的財産権侵害訴訟の成功事例としては、Angella Katatumba v. The Anti-Corruption Coalition of Uganda 事件が挙げられる。この事件は、ウガンダにおける知的財産権に関する意識が高まり、権利者が自らの権利に基づく主張を行うようになったことを示すものである。また、ウガンダの裁判所が知的財産権を真剣に取扱いはじめたことを示すものでもある。

この事件は、ウガンダの著名な演奏家や音楽家の楽曲が無許可で、森林保護を目的とした環境キャンペーンのCMソングに利用されていたことに端を発する。事件の争点は、上述の楽曲の利用が違法かどうか、または何らかの公益もしくは公正利用（フェアユース）の抗弁が適用されるかという点であった。結果として、裁判所は、楽曲と環境保全との間には何らの関連もなく、楽曲の利用は公正利用には該当しないと判断し、著作権侵害が認められた。

2. ウガンダの模倣品対策の現状

上述したとおり、ウガンダでは模倣品対策に関する多くの法律が規定されているものの、現実には、警察および税関職員はこれらの規定に基づく自らの権限を適正に行っていない。たとえば、税関当局では収益を増大するように圧力をかけられていることに加え、押収品の保管に高い費用を要することから、税関当局は模倣品の押収に消極的であるというのが多くの権利者の認識である。

税関の対応が消極的であるため、権利者は、差止命令および模倣品の押収または廃棄命令を求めて高等裁判所に民事訴訟を提起しなければならない。しかし、民事訴訟が結審するまでに2年以上という長い時間がかかり、訴訟費用は判決までに約USD15,000もかかる場合もある。したがって、権利者は模倣品取引による損失と高額な訴訟費用とを比較衡量し、対応策を検討しなければならないのが現状である。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)